

# 苫小牧市教育大綱 2023-2027 年度

## 基本理念

### 未来の社会をつくるひとづくり

「教育の目的はひとづくりであり、今日の教育が子どもたちの未来をつくり、未来の社会をつくる」という教育の重大な使命を自覚し、教育の振興と発展に向けて取り組む。

## 教育推進の指標

未知なるものに果敢に挑戦する自立の精神にあふれ、連帯と共生の豊かな心と活力にあふれる人を育てる。

### 自立

グローバルな視野で活躍する子どもたちが、主体的・対話的に深く学び、「自立」の精神あふれる「生きる力」を身に付ける。

### 連帯

未来を担う子どもたちを育てる学校・家庭・地域が、それぞれの思いをつむぎ、「連帯」の心をもって活力あふれる人材を育てる。

### 共生

生涯学習の主体者である市民一人一人が、世代や性別を超え、人権を尊重し、活力あふれる「共生」の社会をつくりだす人材を育てる。

## 13の基本施策

### 社会で生きる学びの推進

- 1 確かな学力の育成
- 2 これからの時代に求められる資質・能力の育成
- 3 多様な価値を尊重する豊かな心の育成
- 4 体力向上・健康教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

### 学校・家庭・地域の 思いをつむぐ体制の確立

- 6 幼児教育の充実と学校段階間の連携・接続の推進
- 7 不登校児童生徒への支援の取組の充実
- 8 学校と地域の連携・協働の推進
- 9 学びのセーフティネットの構築
- 10 教育環境・学校施設・設備の充実

### 全ての人が学び続け 活躍できる社会の実現

- 11 主体的に生涯学習を続け、郷土の発展を支えるひとづくり
- 12 いつでも、誰とでも学べる環境づくり
- 13 芸術・文化・スポーツがいつも身近にあるまちづくり

# 苫小牧市教育大綱（2023-2027）に紐づく主な取組

基本理念

～未来の社会をつくるひとづくり～

3つの柱（基本方針）	13の基本施策	主となる取組（教育委員会）	関連する取組（市）
社会で生きる学びの推進	1 確かな学力の育成	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 学力向上に向けた検証改善サイクルの確立	高等教育の充実
	2 これからの時代に求められる資質・能力の育成	個別最適で協動的な学びの実現（ICTの活用促進） 外国語教育の充実と国際理解教育の推進	スマートシティ構想 まちの国際化
	3 多様な価値を尊重する豊かな心の育成	道徳教育の推進・人権教育の充実・ジェンダー平等 いじめ防止の取組の充実	ALLY研修
	4 体力向上・健康教育の充実	学校における体力・運動能力向上の取組の推進 食育の推進など学校、家庭、地域が 連携・協働した生活習慣の確立	苫小牧市食育推進計画による取組の推進
	5 特別支援教育の充実	連続性のある多様な学びの場の整備・連携強化 各学校における特別支援教育の充実	医療的ケア児支援
学校・家庭・地域の 思いをつむぐ体制の確立	6 幼児教育の充実と学校段階間の連携・接続の推進	Tomakomai All-9 の促進 幼稚園、認定こども園、保育所及び高校等との連携	幼児教育の推進 高等教育との連携
	7 不登校児童生徒への支援の取組の充実	魅力ある学校づくりと不登校児童生徒への支援の充実 学校、家庭、地域が連携・協働した不登校対策の推進	相談体制の充実（子若）と新たな居場所づくり 新たな居場所づくり（高校中退者支援、ひきこもり支援）
	8 学校と地域の連携・協働の推進	家庭、地域の教育力を活かした学校づくり 社会との連携・協働による教育課程の構築	家庭教育の推進（子育て支援、青少年育成）
	9 学びのセーフティネットの構築	多様な学習機会の提供や就学支援の充実 関係機関との連携による相談機能の拡充	子ども若者育成支援（地域ネットワークの構築） 児童相談所との連携 ヤングケアラー支援
	10 教育環境・学校施設・設備の充実	学校規模や地域の実情に応じた望ましい教育環境の整備 環境、健康、福祉に配慮した地域拠点としての施設の整備 働き方改革の推進	ゼロカーボン・シティ
全ての人が学び続け 活躍できる社会の実現	11 主体的に生涯学習を続け、郷土の発展を支えるひとづくり	個性に合わせた学び機会の充実	苫高専との連携 北洋大学との連携
	12 いつでも、誰とでも学べる環境づくり	学習グループや団体・企業との連携 ICTの活用による学習環境の充実 地域・市民、高等教育機関と連携した協働体制の充実	青少年育成事業
	13 芸術・文化・スポーツがいつも身近にあるまちづくり	文化・芸術に触れる機会、環境の充実	市民文化ホール スポーツ施策の推進

## 苫小牧市教育大綱（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和4年11月18日 ～ 令和4年12月19日（32日間）

意見提出人数 2人 提出意見件数 2件

### 【反映区分】

- A 意見を受けて案を修正
- B 意見の趣旨が同様
- C 修正していないが、今後の進め方の参考とする
- D 案に取り入れない
- E 案の内容への質問等

No.	人数	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方	反映区分
1	1	<p>幼児教育、教育環境の充実に関連して、保育士の待遇改善・充実を明記して（そして実現して）ほしいです。</p> <p>幼児教育の充実のためには保育士が必要不可欠ですが、そのためにはまず現状の保育士不足を改善する必要があります。国の基準では明らかに不十分ですので、苫小牧市独自に給与等の待遇を見直してもらえないでしょうか。</p> <p>以上の点を大綱にも盛り込んで、一刻も早く具体的に対応を進めてほしいと望んでいます。</p>	<p>■保育士の待遇改善・充実について</p> <p>保育士の処遇につきましては、各保育施設で決定している給与等に、令和4年2月分から補助金を交付して、処遇改善を図ってまいりました。今後も、継続して処遇改善がされていくものと考えております。</p> <p>■大綱の反映について</p> <p>幼児教育の充実は、基本施策6「学校段階間の連携、接続の推進」の取組として整理しておりましたが、幼児教育の重要性は教育委員会でも議論されており、ご意見も踏まえ「幼児教育の充実」の文言を加え修正しました。</p>	A
2	1	<p>教育大綱の中【自立】グローバルな視野で活躍する子どもたち～とありますが、グローバルな視野を養うための基本施策は、具体的にどこに該当するのかわかりにくかったです。</p> <p>今回の改定後は、前回の改定時の時よりも更に市内で暮らす外国人は増えていくと考えられます。</p> <p>共生のために、国際理解教育の推進というのも項目にあげられてもいいのではないかと思います。</p>	<p>国際理解教育の推進は、基本施策2「これからの時代に求められる資質・能力の育成」の中心となる重要な取組であり、現在策定中の「学校教育推進計画」で具体的な施策項目として明記し、取り組んでまいります。</p>	B

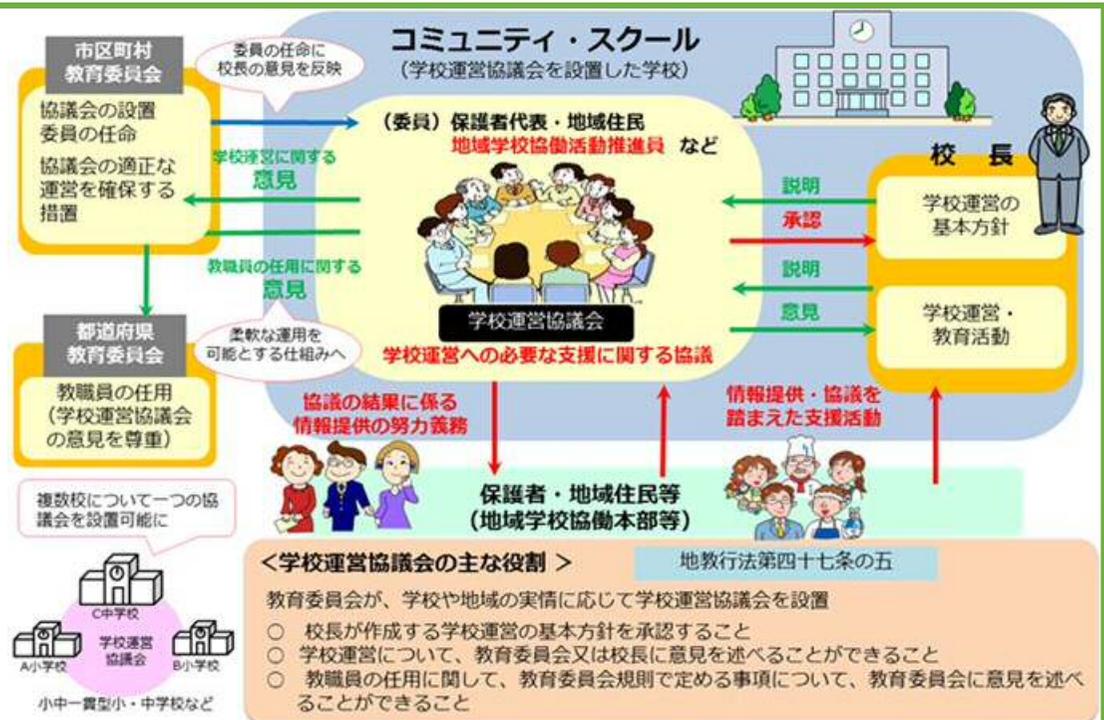
# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入に向けて

## 1 コミュニティ・スクールの目指すところ ※コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校

- 学校運営協議会の設置については、平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、同法第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を置くように努めなければならないとされている。
- 本市では、令和2年2月に「苫小牧市学校運営協議会規則」を制定し、同年4月から開成中学校区及び勇払中学校区で導入しており、令和5年度から他の学校への導入拡大を予定。
- 地域住民や保護者、有識者などで構成する学校運営協議会を通じて、皆さんからの意見を学校運営に生かしながら、幅広い地域住民の参画を得て、学校と地域が一体となって未来を担う子どもたちの学びや体験を充実させ、特色ある学校づくりを目指します。

## 2 コミュニティ・スクールの仕組み

- 学校運営に当たって、地域の学校に皆さんの声を生かす仕組みです。
- 地域の意見を踏まえた教育活動（地域の特色を活かした教育・学力向上など）を行ったり、地域の力を借りて放課後等の子どもの居場所づくりを行うことができます。
- 学校と地域が力を合わせることによって、学校と地域が互いに信頼し合い、取り組みの成果を分かち合いながら、それぞれがやりがいを感じ、生き生きと輝く存在になることができます。
- 学校と地域が一体となって、役割を分担しながらそれぞれが主体的に取り組むことで、より成果が高まり、互いに達成感を味わうことができます。



### 3 苫小牧市中学校区別生徒指導連絡協議会と学校評議員制度を学校運営協議会に一本化！

青少年課所管の、「苫小牧市中学校区別生徒指導連絡協議会（校区連）」と「学校評議員制度」を学校運営協議会に移行し一本化を図り、校区連委員及び学校評議員は学校運営協議会委員として活動することになります。

類似した組織を一本化することで、今まで校区連が担ってきた子どもの見守り活動や学校評議員が担ってきた学校評価を学校運営協議会で行うことができるようになり、そのことで地域やPTA、学校等の負担軽減にもつながり効率的な活動が期待できます。

#### 苫小牧市中学校区別生徒指導連絡協議会連合会会則

※ 各中学校区毎に、校区連会則・規約を策定

#### 中学校区別生徒指導連絡協議会



学校・民生児童委員・町内会・PTA・保護司・町内会等

各校区間が相互に連絡提携を密にして共通問題の協議等を通して青少年にかかわる健全育成及び非行防止活動をより効果的に推進することを目的

- ・ 青色回転灯搭載車による巡回業務
- ・ 祭典、遊技場等のパトロール業務
- ・ 学校訪問による情報共有
- ・ 各種会議での情報共有

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校運営協議会規則(教育委員会規則)

#### 学校運営協議会 <合議体>

※合議体・・・複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体



学校教育法施行規則

学校管理規則

#### 学校評議員

※合議体ではない



校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

協議体の設置（校長の運用によらない）	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割（権限）が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

## 4 所掌事項及び組織体制、活動内容

### 苫小牧市学校運営協議会規則

#### (所掌事項) 第3条

- (1) 学校の運営に関する基本的な方針を承認すること。
- (2) 基本的な方針に基づく学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を提供すること。
- (3) 学校の運営に関する事項についての意見に関すること。
- (4) 学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見に関すること。
- (5) 毎年度1回以上、学校の運営状況について点検及び評価を行うこと。

#### (組織) 第4条

- 協議会は、委員15人以内で組織する
- 委員は、教育委員会が任命する
  - ①保護者 ⇒ (PTA)
  - ②地域住民 ⇒ (町内会・民生委員・児童委員等)
  - ③対象学校の運営に資する活動を行う者⇒ (評議員)
  - ④対象学校の教職員 ⇒ (校長)
  - ⑤学識経験者 ⇒ (幼稚園・保育園・高校等)
  - ⑥関係行政機関の職員 ⇒ (社会教育施設関係者等)
  - ⑦その他教育委員会が必要と認める者



#### (任期) 第6条

- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

#### 【活動内容(例) 年3～4回協議会開催】

- ①学校運営の基本方針の承認：年間計画・業務内容、重点活動項目等の協議
- ②取組状況の報告・確認：重点活動項目等の活動状況の評価・改善、学校・地域の課題とその改善策の協議
- ③年度の学校運営の評価と改善策の協議：次年度の学校運営、協議会の方向性の協議

## 5 コミュニティ・スクールの活動事例

### ① 勇払地区学校運営協議会

小中合同ゴミ拾い



伝統芸能継承活動（藍染め体験）



千人隊踊り（伝統芸能継承活動）



地元での職業体験



箏のゲストティーチャー



地域調査学習



機織体験



### ② 開成中学校区学校運営協議会

公開授業参観



地域合同防災訓練



しみず保育園避難訓練



町内会夏祭り



## 海洋キャリア教育



## 苫小牧東高校の生徒による学習サポート



## ③ 他の自治体の活動例

### 昔遊び体験



### 地区運動会への参加



### 土曜チャレンジスクール



### 合格祈願餅つき



### 「まち探検」企業訪問



### 地域学校応援団の学習支援



### 校長室カフェ



### スキー教室



- 苫小牧ALL-9  
苫小牧型小中連携教育の充実！
- 校区連・学校評議員制度の学校運営協議会への一本化による効率的な活動の実現及び地域・PTA・学校の負担軽減！
- 更なる地域と密接した  
学校運営の実現！

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき、苫小牧市学校運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(設置場所等)

第2条 苫小牧市教育委員会(以下「委員会」という。)は、その所管に属する学校のうち教育長が別に定める学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長(以下「校長」という。)、当該対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(以下「保護者」という。)及び当該対象学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)の意見を聴くものとする。

3 委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第47条の5第4項の規定に基づき、対象学校の運営に関する基本的な方針を承認すること。
- (2) 法第47条の5第5項の規定に基づき、前号に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を提供すること。
- (3) 法第47条の5第6項の規定に基づく対象学校の運営に関する事項についての意見に関すること。
- (4) 法第47条の5第7項の規定に基づく対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見に関すること。
- (5) 毎年度1回以上、対象学校の運営状況について点検及び評価を行うこと。

2 法第47条の5第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象学校の教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 対象学校の組織編成に関すること。
- (3) 前2号に定める事項の前年度の運営実績の報告に関すること。

3 法第47条の5第7項に規定する規則で定める事項は、対象学校の職員の採用及び任用に関すること(分限及び懲戒並びに勤務条件に係るものを除く。)とする。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他委員会が必要と認める者

(守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が行う。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(会議の公開)

第9条 会議は、特別の事情がない限り公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第10条 委員会は、委員が協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得ることができるようにするため、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第11条 委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講じるものとする。

2 委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第12条 委員会は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

(1) 第5条の規定に違反した場合

(2) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。